資料２－１

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

高年齢労働者の労働災害防止対策について

第164回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局　安全衛生部　安全課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

・死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
・休業４日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、３年連続で増加した。

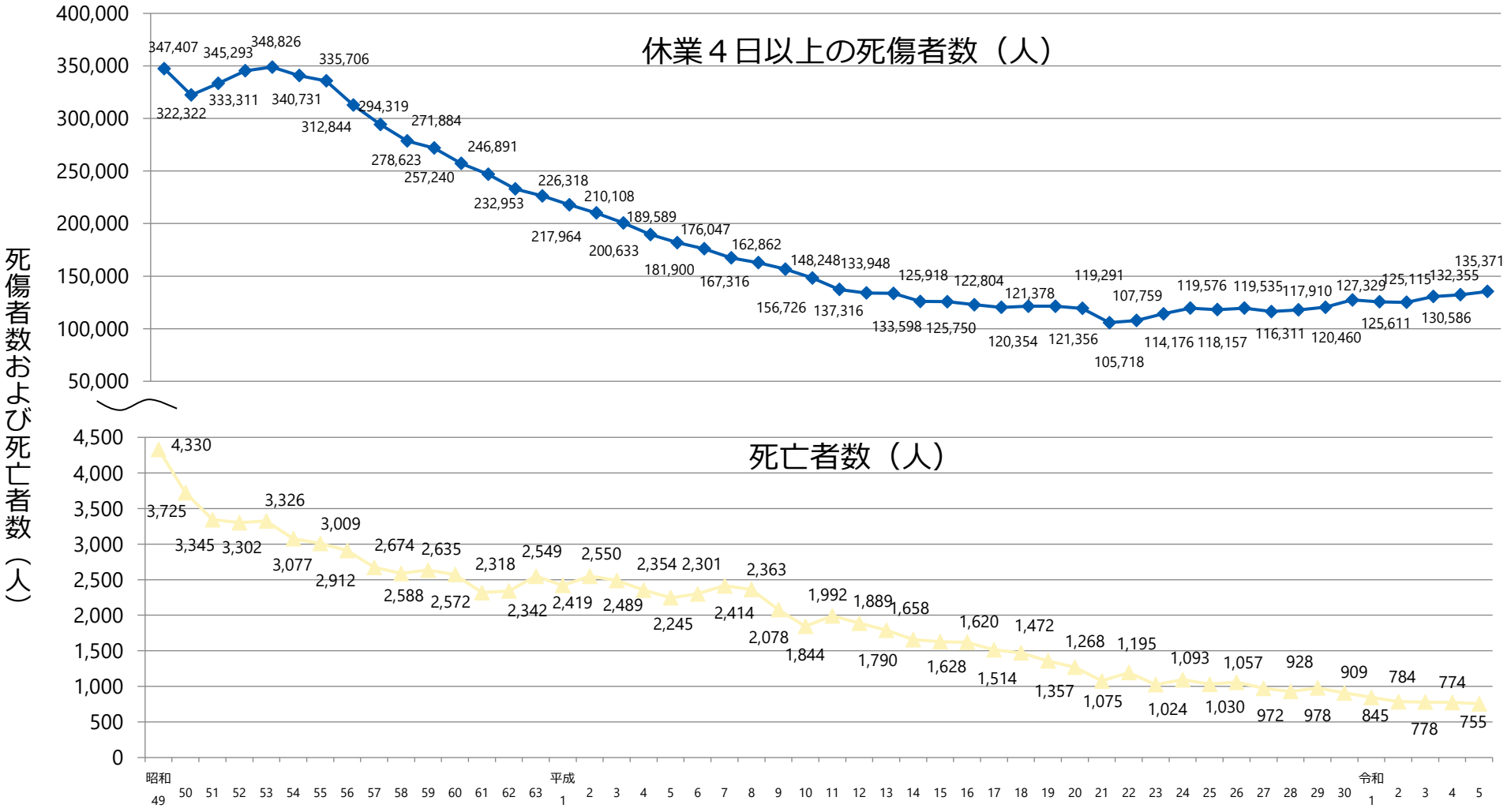

出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

高齢者の就労と被災状況

雇用者

全年齢に占める60歳以上の割合

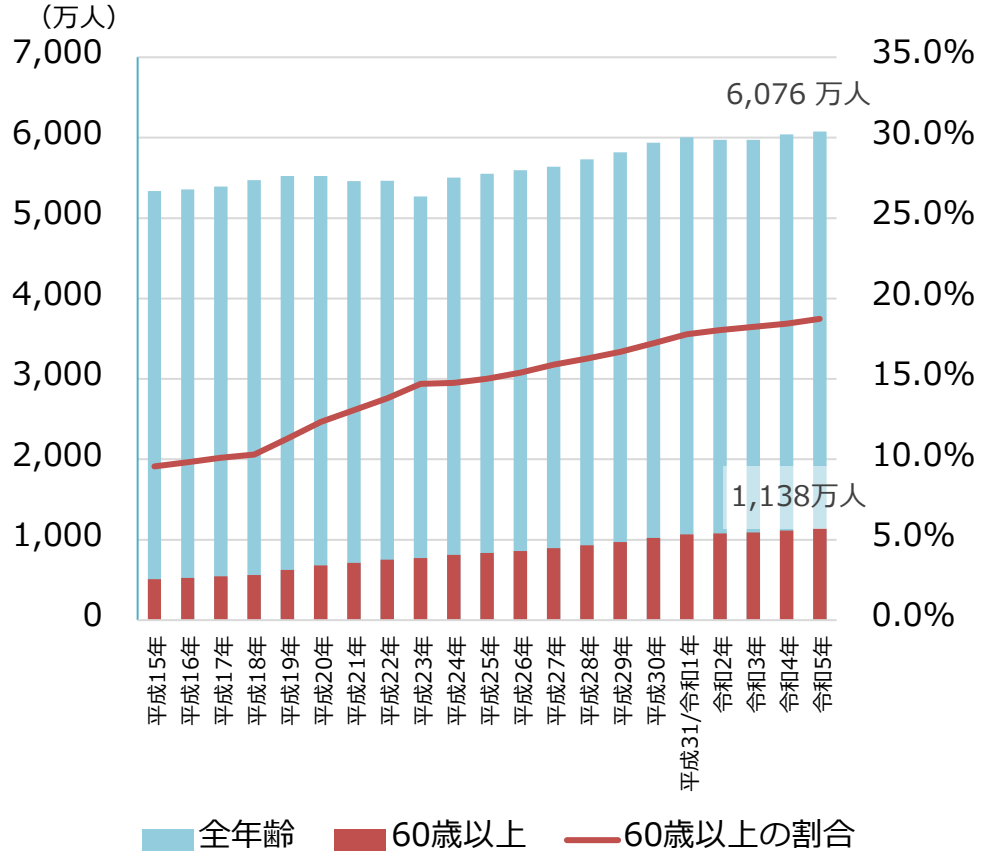

データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級，産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

労働災害による死傷者数

全年齢に占める60歳以上の割合

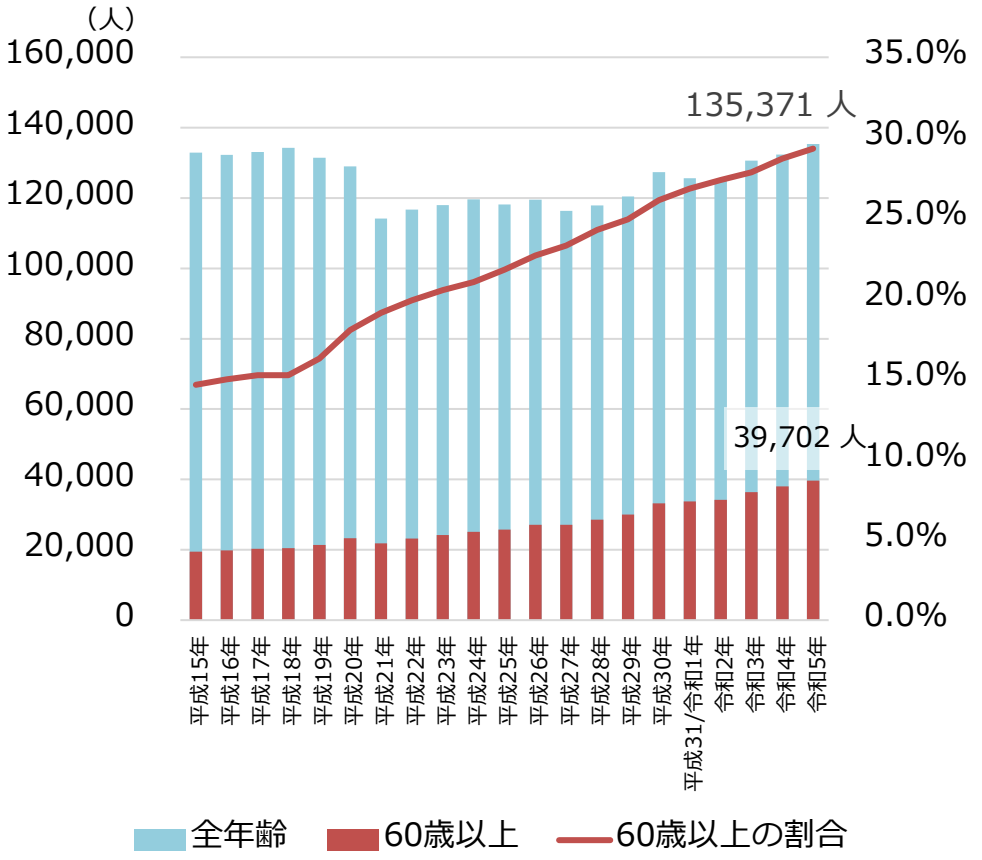

データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

- 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は18.7%(令和５年)
- 労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は29.3%(同)

年齢層別労働災害発生率（死傷年千人率）

・60歳以上の男女別の労働災害発生率（死傷年千人率（以下「千人率」という。））を30代と比較すると、男性は約２倍、女性は約４倍となっている。
・60歳以上の死傷年千人率は、4.022となっている。

年齢別・男女別 千人率（令和５年）

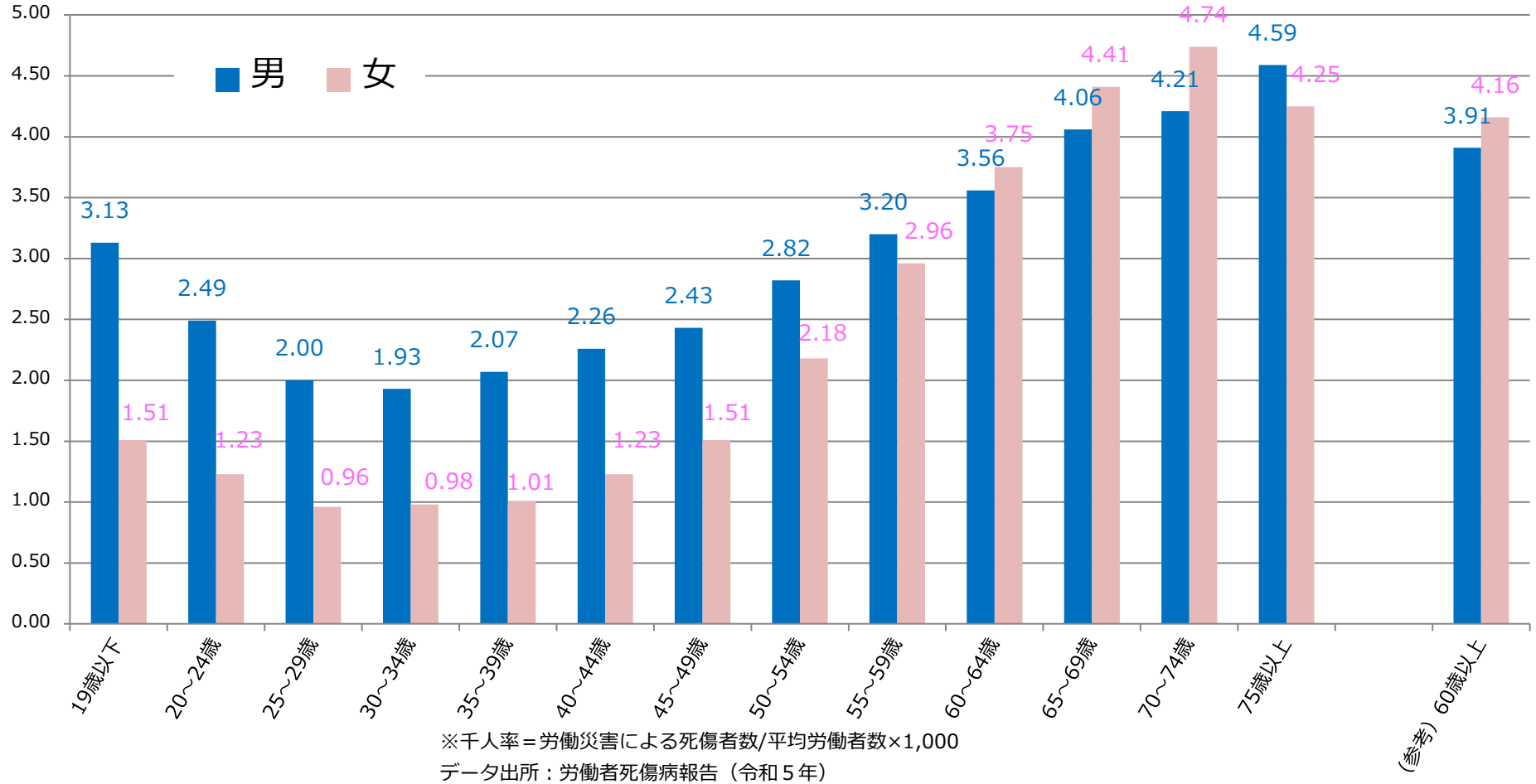

※千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和５年）
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

年齢別・男女別の傾向（事故の型別の発生率）

・「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に、年齢や性別により労働災害発生率（千人率）が大きく異なる。

事故の型別・年齢階層別・男女別の千人率（令和５年）

男性の場合、60歳以上（平均0.93）は20代平均（0.26）の約３.6倍

女性の場合、60歳以上（平均2.41）は20代（平均0.16）の約15.1倍

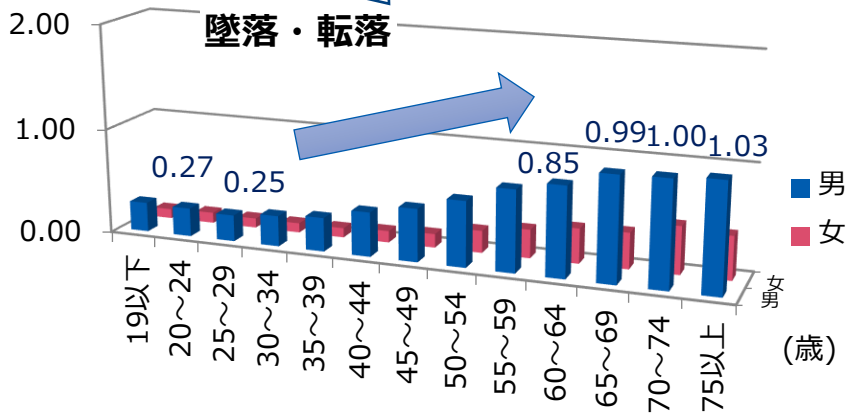

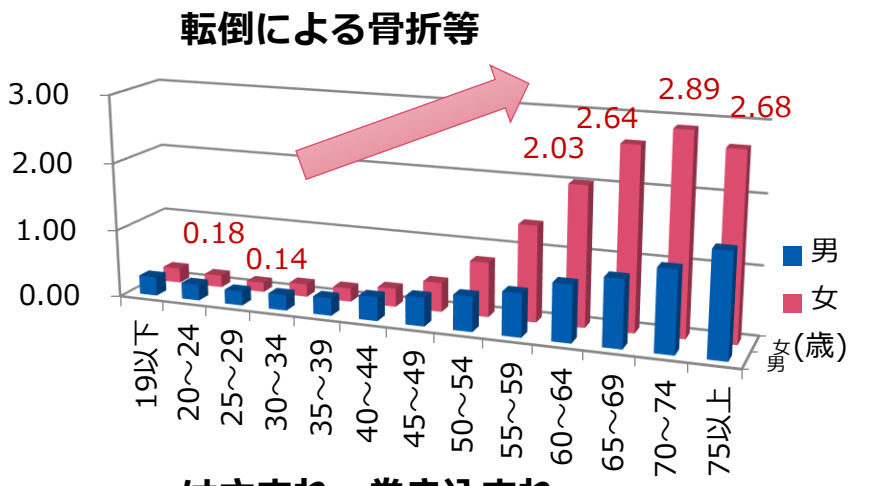

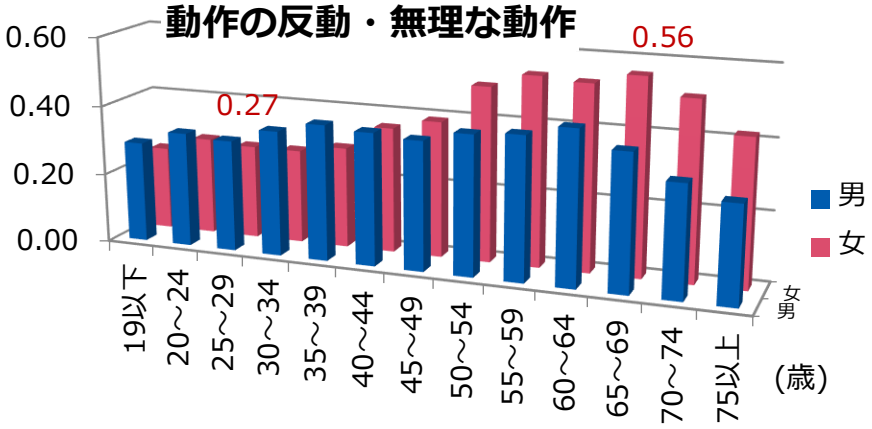

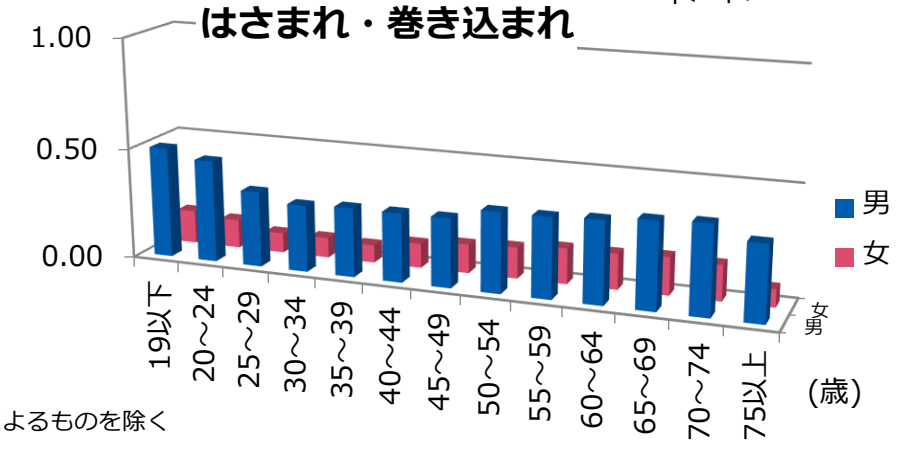

データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
：死傷者数…労働者死傷病報告（令和５年） ※　新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
：労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

年代別の傾向（事故の型別割合）

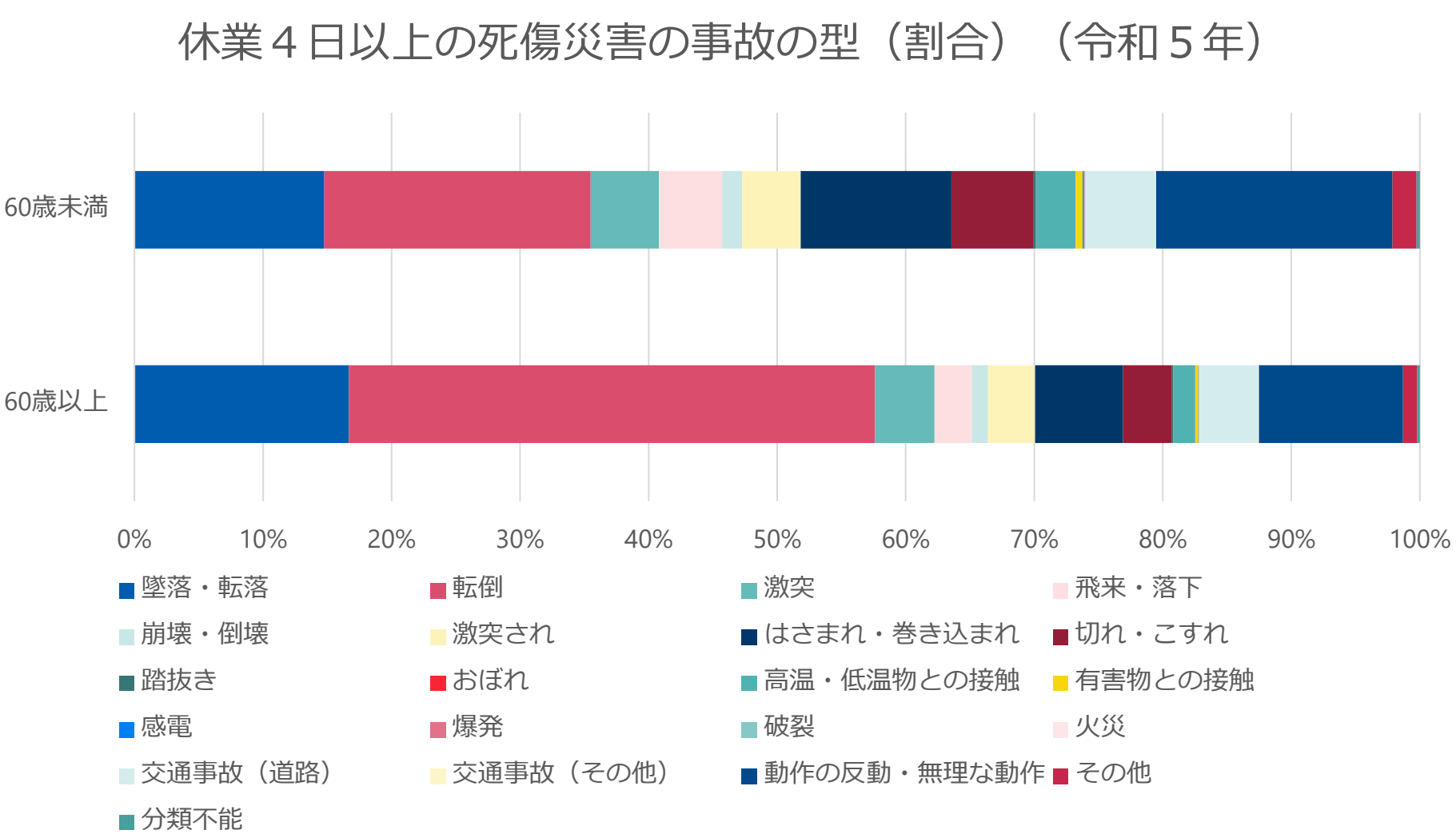

【参考】年齢層別　労働災害による休業見込み期間（令和５年）

休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。

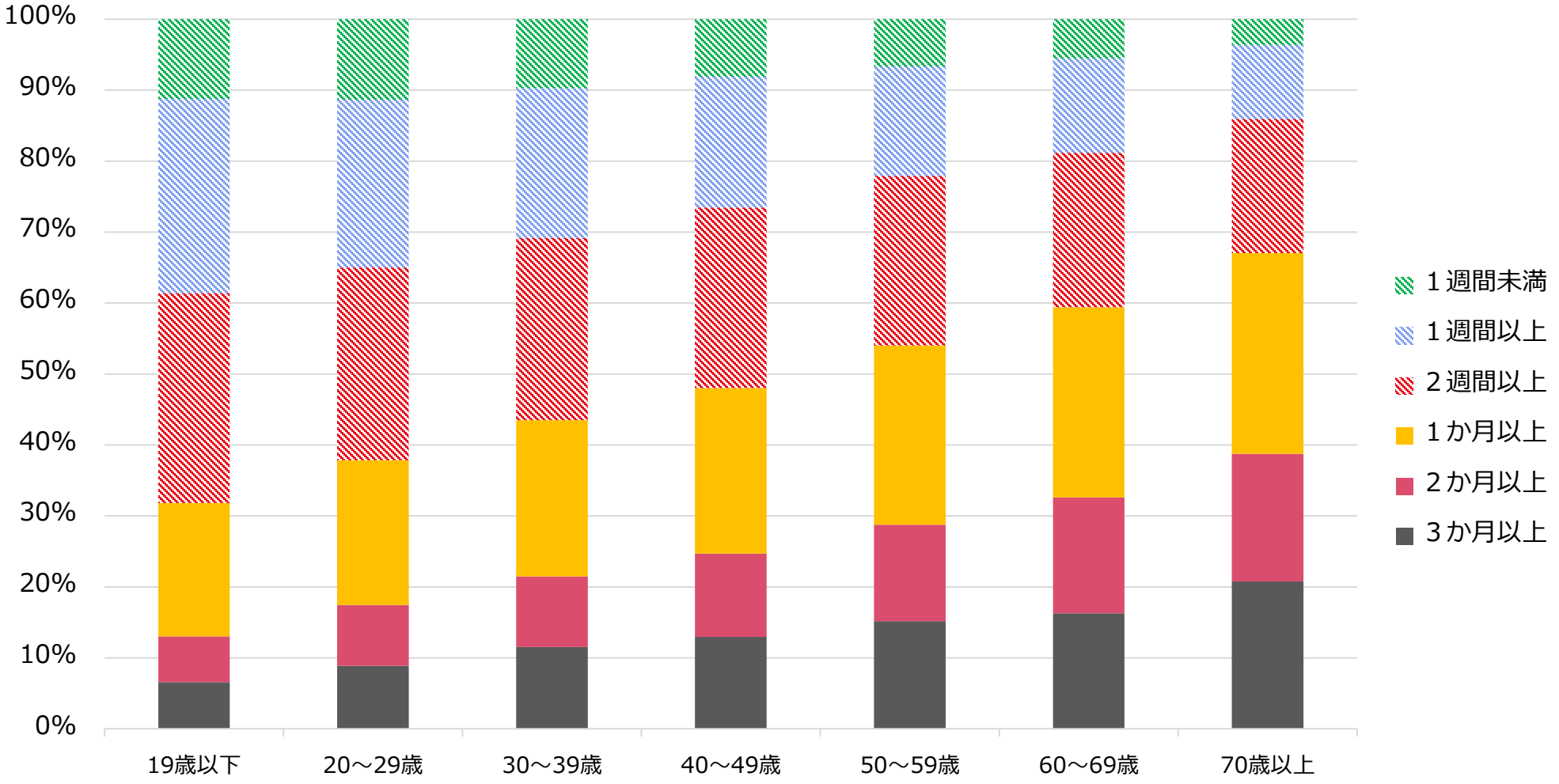

データ出所：労働者死傷病報告（令和５年）
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
※死亡災害は、休業３カ月以上に算入

【参考】労働力人口の推移（推計）

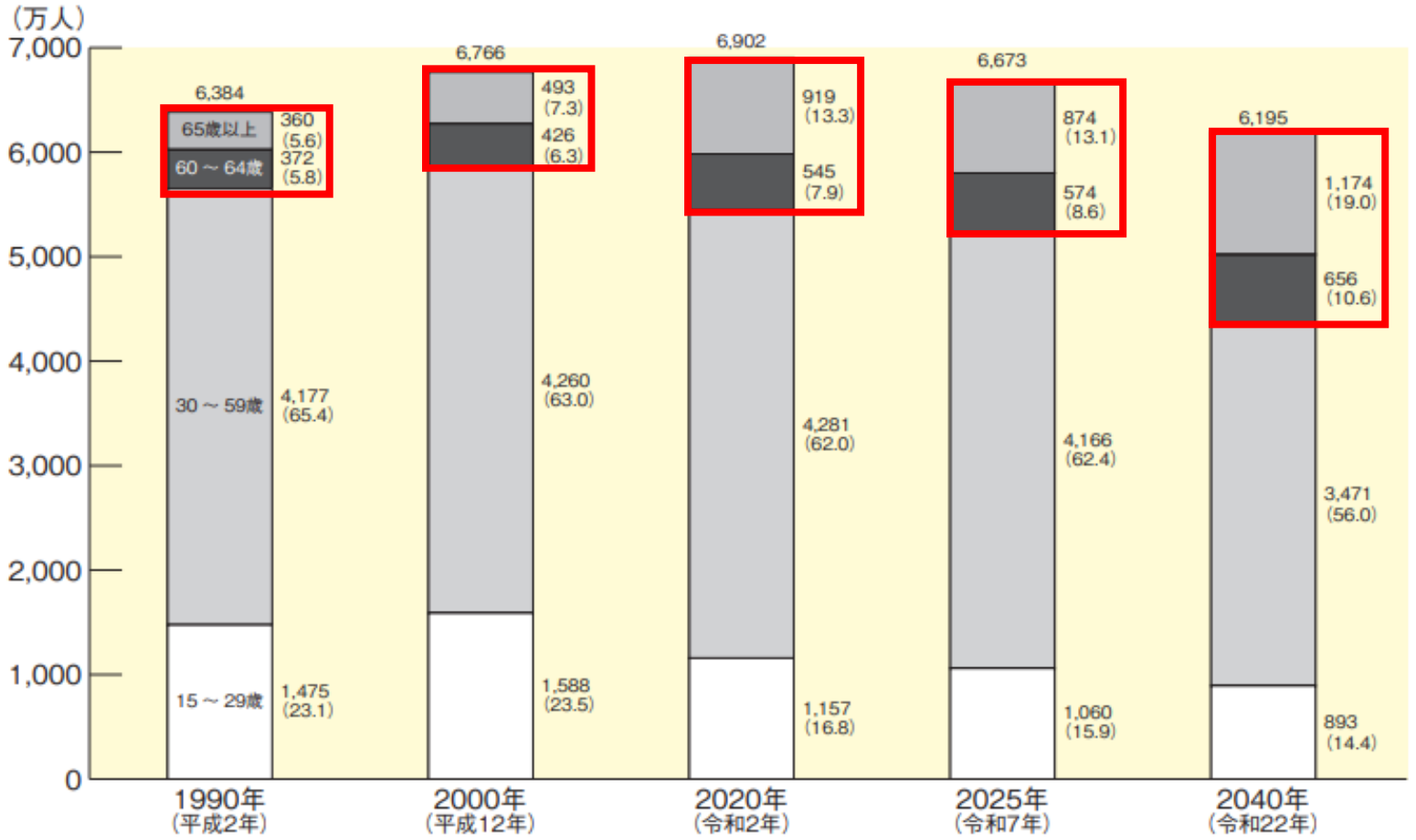

資料：1990、2000、2020年は総務省統計局「労働力調査」、2025年、2040年は（独）労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計―労働力需給モデル（2018年度版）による将来推計―」。

（注）1. （ ）内は構成比
2. 表章単位未満の位で四捨五入してあるため、各年齢区分の合計と年齢計とは必ずしも一致しない。
3. 2025年、2040年の推計値は、経済成長と労働参加が進むケース（各種の経済・雇用政策を適切に講ずることにより、経済成長と、若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が進むシナリオ）。
4. 当該推計値は、「労働力調査」の2017年までの実績値を踏まえて推計しているのでご留意されたい。

出典：令和5年版厚生労働白書（資料編）

第14次労働災害防止計画（令和５年度～令和９年度）
重点事項　高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと：
「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

エイジフレンドリーガイドライン（安全衛生部長通達）

※エイジフレンドリーガイドライン全文
令和2年3月16日
基安発0316第１号

１：安全衛生管理体制の確立等

（経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施）

２：職場環境の改善

（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫）

３：高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

（健康測定等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握）

４：高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

（把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組）

５：安全衛生教育

（写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練）

アウトプット指標（2027年まで）

「**エイジフレンドリーガイドライン**」に沿った対策を講じる**事業場**を**50%以上**

アウトカム指標（2027年まで）

60歳代以上の**死傷年千人率**を2022年と比較して男女とも**増加に歯止め**をかける。

【参考】エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組状況等

令和４年11月　事業場の安全衛生対策の取組に係るアンケート調査結果（N=206）

ガイドラインを知っており、かつ、当該ガイドラインに基づいて取り組んでいる事業場の割合は10.6%

		エイジフレンドリーガイドラインの各項目						
		1	2		3		4	5
「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を行っている	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明／高年齢者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理	高年齢労働者の健康状況の把握（定期健康診断等のほか、地域の健康診断等の受診への対応）	労働災害を防止するための高年齢労働者の体力等チェックの実施	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応（基礎疾患等の状況を踏まえた業務、勤務シフトの割り当て）	高年齢労働者の特性に応じた教育（身体機能の低下を踏まえた労働者への安全衛生教育、管理監督者への教育）
17.1%	10.6%							
	（10.6%のうち）	43.5%	26.1%	78.3%	87.0%	21.7%	69.6%	34.8%

中高年齢労働者に多い転倒災害の発生状況の周知、転倒災害防止のための基本的事項（チェックリスト）の周知指導

資料は
こちら→

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

□ （なし）
何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
➢**転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）**

職場3分エクササイズ　中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー

□
作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）
➢バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）**の徹底**

□
通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）
➢敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を確認し、**解消**

□
作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）
➢適切な通路の設定
➢敷地内駐車場の車止めの「見える化」

□
作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）
➢設備、什器等の角の「見える化」

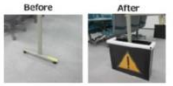

□
作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

□
凍結した通路等で滑って転倒（25%）
➢**従業員用通路の除雪・融雪。**凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）

□
作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
➢**水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）

□
水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢**防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）**
➢**隣接エリアまで濡れないよう処置**

□
雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）
➢雨天時に**滑りやすい敷地内の場所を確認**し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は
「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

エイジフレンドリー補助金　中小規模事業場安全衛生サポート事業

転倒災害の発生状況（休業４日以上、令和３年）

転倒災害発生件数の推移

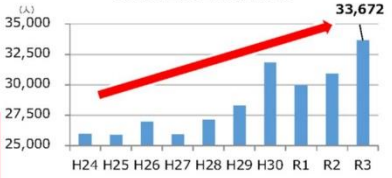

性別・年齢別内訳

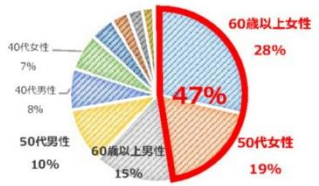

転倒による怪我の態様

- **骨折（約70%）**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸　など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

転倒したのは・・・

転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

転倒時の類型

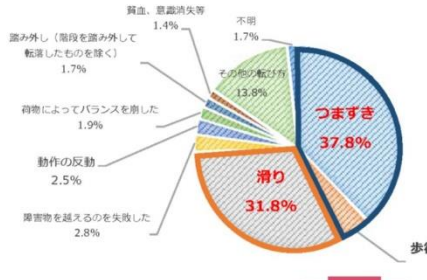

<その他の転び方>
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- 服が引っかかった
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上がったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

■ **一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります**
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください

■ **特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ **現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも**
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

転びの予防 体力チェック　ロコチェック　内閣府ウェブサイト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R5）

令和６年度エイジフレンドリー補助金の方針

「高年齢労働者の労働災害防止対策」、「コラボヘルス等の労働者の健康保持増進」のための取組に加えて
「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導」に対して補助（令和６年度）

	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース【新設】	コラボヘルスコース
対象事業者	• 労災保険加入している**中小企業事業者** かつ、**１年以上事業**を実施していること • 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること		
	• **高年齢労働者（６０歳以上）**を常時１名以上雇用している • 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている	• 労働者を常時１名以上雇用していること	**（年齢制限なし）**
補助対象	• １年以上事業を実施している事業場において、**高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組**に要した経費（機器の購入・工事の施工等） **（ア）転倒・墜落災害防止対策** **（イ）**重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策**（腰痛予防対策）** **（ウ）**暑熱な環境による労働災害防止対策**（熱中症防止対策）** **（エ）**その他の高年齢労働者の労働災害防止対策**（交通事故防止対策）**	• 労働者の**転倒防止**や**腰痛予防**のため、**専門家等**による運動プログラムに基づいた身体機能の**チェック及び運動指導等に**要した経費 **（オ）「転倒防止」**のための身体機能のチェック及び**運動指導等の実施** **（カ）「腰痛予防」**のための身体機能のチェック及び**運動指導等の実施** **令和６年度から「補助率を３/４に引き上げ」、補助対象を60歳以上の労働者を雇用する中小事業者のみならず「全ての中小事業者」に拡充**	• **事業所カルテ**や**健康スコアリングレポート**を活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費 **事業主健診情報が保険者に提供されていることが必要** **（キ）健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等** **（ク）健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、**事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等により**コラボヘルスを推進するためのシステムの導入** **（コ）栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置**
補助率上限額	**補助率：１／２** **上限額：１００万円** （消費税を除く）	**補助率：３／４** **上限額：１００万円** （消費税を除く）	**補助率：３／４** **上限額：３０万円** （消費税を除く）

高年齢労働者の労働災害を巡る状況（整理）

- 高年齢労働者の労働災害の増加に歯止めがかかっていない（高年齢労働者の労働災害発生率が高止まりしている）。一方で、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組は進んでいない。
- 背景として、高年齢労働者の身体機能の低下等を要因とする災害リスクの周知が進んでおらず、事業者・労働者双方による取組の必要性への理解が進んでいないと考えられる。取組手法の提示の仕方も不十分である可能性がある。
- エイジフレンドリーガイドラインの実施事項をはじめ、高年齢労働者の労働災害防止につながる取組を定着させていくための方策の検討が必要。

【参考】労働安全衛生法（抄）

（中高年齢者等についての配慮）

第六十二条　事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければならない。

（健康教育等）

第六十九条　事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

２　労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

（体育活動等についての便宜供与）

第七十条　事業者は、前条第一項に定めるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

参考資料

高年齢労働者の労働災害の事例①

不点灯の蛍光管を交換するため、脚立を用いて作業していた

↓

ステップで足を踏み外し、落下

↓

右足を床面に強打し、捻挫　（休業見込期間は1か月）

被災者情報	
性別	男性
年齢	６０代
経験年数	３年

≪労働災害の発生要因≫

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

高年齢労働者の労働災害の事例②

工場の作業場で水をまいて清掃していた

↓

濡れた床で足をすべらせ、転倒

↓

右手をつき、骨折（休業見込期間は6か月）

被災者情報	
性別	女性
年齢	６０代
経験年数	９か月

≪労働災害の発生要因≫

清掃中に床が濡れており、転倒しやすい状況であったこと。身体機能（骨密度・体幹等）の低下も一因と推察される。

高年齢労働者の労働災害の事例③

商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く

↓

床に足をとられ、何もないところでつまづき、転倒

↓

右ひざを床に強打し、骨折（休業見込期間は2か月）

被災者情報	
性別	女性
年齢	７０代
経験年数	１年

≪労働災害の発生要因≫

身体機能（骨密度・体幹等）の低下。

エイジフレンドリーガイドライン
（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう

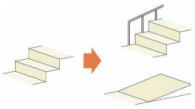
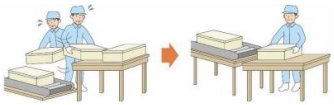

1　安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**
  経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- **高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
  高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて２以降の対策を実施します。

2　職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）**
  身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- **高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）**
  敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
  雇い入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- **体力の状況の把握**
  事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。
  ※　健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応**
  ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
  ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
  「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5　安全衛生教育

- **高年齢労働者、管理監督者等に対する教育**
  労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
  （再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー補助金

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局・労働基準監督署
（R6．4）

エイジフレンドリー補助金　実績

	補助対象	R2	R3	R4	R5
高年齢労働者の労働災害防止対策コース	①転倒・墜落対策	426	223	271	214
	②動作の反動・無理な動作による災害対策	612	760	716	839
	うち介護用機器	280	425	333	434
	③熱中症対策	538	620	678	177
	④その他	32	45	14	17
	件数合計	1608	1648	1679	1247
	事業者数	1251	1235	1327	1078
ｺﾗﾎﾞﾍﾙｽコース					53

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」概要

【趣旨】

○　労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号）第70 条の２第１項の規定に基づき、同法第69 条第１項の事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置（以下「健康保持増進措置」という。）が適切かつ有効に実施されるため、当該措置の原則的な実施方法について定めたもの

【健康保持増進対策の推進に当たっての基本事項】

○　健康保持増進対策を中長期的な視点に立って、継続的かつ計画的に行うために、左図のとおり、PDCAサイクルに沿って進めることが重要であること

健康保持増進対策の各項目（ＰＤＣＡサイクル）

【事業場における実施事項】

○　各事業場実態に即した適切な体制の確立及び実施内容について、以下の事項より選択して実施すること

（１）体制の確立

・事業場内の推進スタッフ

（例）産業医、衛生管理者、保健師、産業保健スタッフ、人事労務管理スタッフ等

・事業場外資源

（例）労働衛生機関等の支援機関、医療保険者、地域の医師会、産業保健総合支援センター等

（２）健康保持増進措置

・労働者の健康状態の把握

（例）健康診断、健康測定（生活状況調査、運動機能検査・運動負荷試験などの医学的検査等）

・健康指導の実施

（例）メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導等

THP指針（令和５年改正）のポイント①

1　労働者の高齢化を見据えた取組の明確化

「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）に、労働者の高齢期を見据えて、労働者自らが身体機能の維持向上に取り組めるよう、健康測定の実施等を明記した。

①フレイル※１やロコモティブシンドローム※２の予防に取り組むことが重要であること
②エイジフレンドリーガイドラインに基づく対応が重要であること
③筋力や認知機能等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、身体機能セルフチェック、フレイルチェック、ロコモ度テスト等の健康測定を実施し、体力の状況を客観的に把握することが考えられること
④健康づくり活動の実施に当たっては、高年齢労働者の居住する市町村や地域包括支援センターに相談することも可能であること

※検討会の報告書に加え、エイジフレンドリーガイドラインとの整合性についても明記

※１フレイル…
加齢とともに筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※２ロコモティブシンドローム…
年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

（５）労働者の健康づくり等
イ 転倒災害や腰痛などの労働災害は、事業者が適切な作業環境を確保し、適切な作業方法を定めることにより、その発生リスクを低減させることが第一であることはいうまでもないが、これらの災害は、加齢による筋力低下や認知機能の低下、焦りや注意力の欠如等個々の労働者の心身の状況が大きく影響しており、労働者ひとり一人が事業場における取組や地域における取組も活用しながら心身の健康の維持・向上に努めていくことが重要である。
　このため、国として以下取組を進めることも必要である。
ウ 労働者自身による健康状況の継続的な把握と、骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害の発生に影響するリスクの「見える化」により労働者の健康づくりを促進すべき。

＜「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」中間整理（令和４年９月27日）抜粋＞

THP指針（令和５年改正）のポイント①

2　事業者と医療保険者との連携の強化

「40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会」での議論を踏まえ、THP指針に事業者と医療保険者が連携して健康保持増進対策をより効果的に推進できるよう、コラボヘルスへの積極的な取組等を明記した。

①コラボヘルスの推進に積極的に取り組む必要があること

②労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等のデータを、医療保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータと比較し、労働者の健康状態の改善等に積極的に活用することが重要であること

③健康保持増進措置に関する記録を電磁的な方法で保存・管理させることが適切であること

※１コラボヘルス…
保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行すること

○事業場における労働者の健康保持増進のため、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）を改正し、健康保持増進対策の考え方に以下の内容を明確化する。
・事業者は医療保険者と連携したコラボヘルスを積極的に推進すること
・事業者は事業主健診情報を積極的に医療保険者と共有すること
・事業主健診情報は電磁的な方法による保存・管理が適切であること

＜「40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会」とりまとめ（令和４年11月）抜粋＞

3　適用日

令和５年４月１日

【ご参考】労働災害の増加への対応（SAFEコンソーシアム）

労働災害増加の要因

- 労働力の高齢化（身体機能・認知機能の低下）による行動災害の増加
- 行動災害は個人要因も大きく、労災として対策に取り組むモチベーションに繋がりにくい。また、エビデンスに基づく対策が不徹底
- 第一次・二次産業から第三次産業へのシフト→作業の違い・意識の違い（顧客対応優先）

必要な取組（有識者提言）

- 災害発生メカニズムを踏まえ、エビデンスに裏付けされた対策の立案
- **ステークホルダー全員による取組のための意識改革・行動変容策**
- リソースが不十分な中小企業が持続的に取り組める仕組

労働者を巡るステークホルダーの意識改革・行動変容策

SAFEコンソーシアム
Safer Action For Employees

メンバーシップ制
・ロゴマークの使用

R6年１月時点で約1,450社

加盟メンバー一覧

事業者に労働安全衛生にコミットしてもらう環境づくり

労働安全衛生の社会的価値の押し上げ

関係者・専門家の創意工夫の下、安全衛生が「自走」する仕掛け

シンポジウム

アワード

優良事例の展開（動画）

SAFEコンソーシアム「SAFEアワード」による啓発

令和５年度SAFEアワード

➢ エイジフレンドリー部門

ゴールド賞
株式会社サッポロライオン
エイジフレンドリーな職場の現実に向けて～シニアの健康対策～

シルバー賞
社会医療法人ペガサス
体力測定で健康促進に繋げる環境づくり
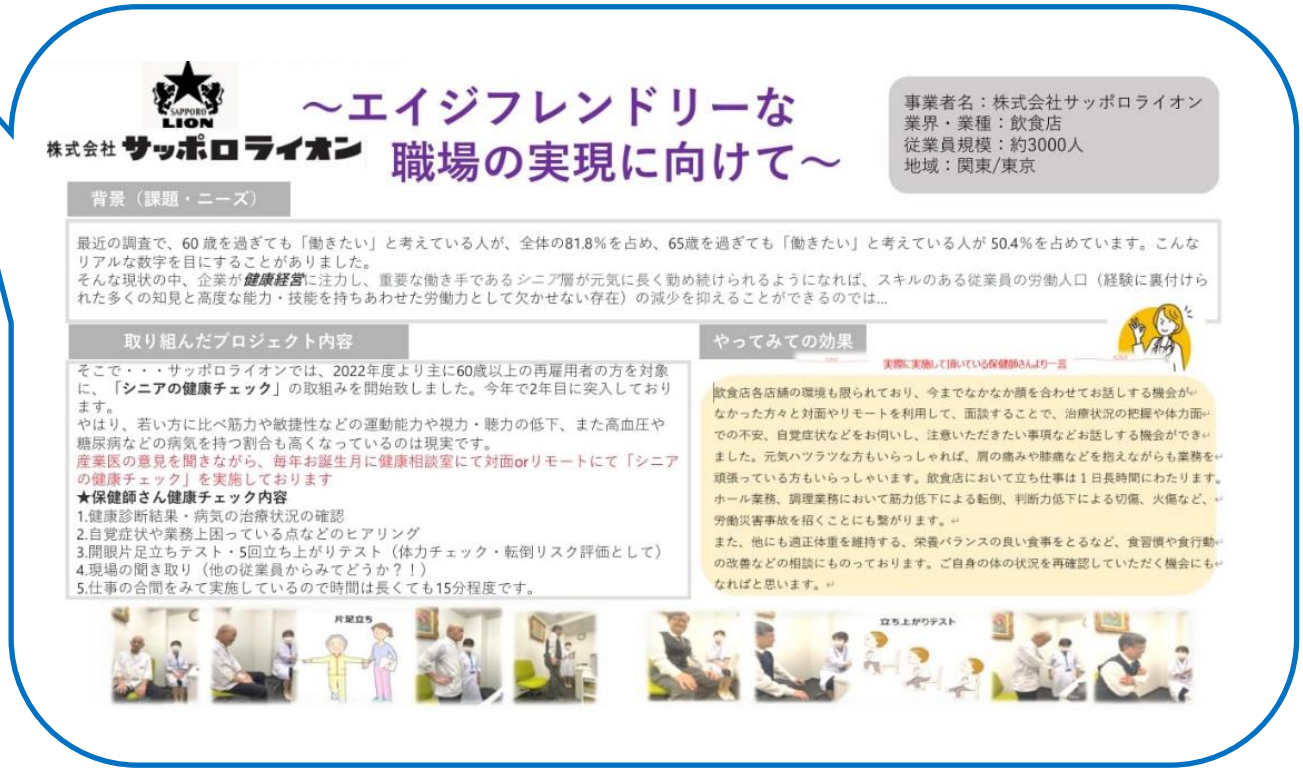
ブロンズ賞
東芝インフラシステムズ株式会社　社会システム事業部
気づきを 工夫に　改善に！　経験や年齢層を超えて創る安全職場